

熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱の運用基準

制定	平成29年	1月25日市長決裁
改正	平成29年	7月28日市長決裁
	令和3年	3月30日契約政策課長決裁
	令和6年	3月27日市長決裁

第1（趣旨）

熊本市が発注する物品購入契約及び業務委託契約等（建設工事、調査、測量及び設計等の請負及び委託契約を除く。以下同じ。）に係る指名停止等の措置については、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年3月31日制定。以下「措置要綱」という。）に基づき実施しているところであるが、適正な運用を図るため、措置要綱の運用基準を定めるものとする。

第2（指名停止等の期間の始期）

指名停止等の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止等を行う場合の始期は、再度指名停止等の措置を決定したときとする。この場合において、指名停止等の通知をするときは別途行うものとする。

第3（共同企業体に関する指名停止等）

- 1 措置要綱第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止等は、指名停止等の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である物品購入契約及び業務委託契約等について開札済であって、新たな指名が想定されない共同企業体については、対象としないものとする。
- 2 措置要綱第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止等は、指名停止等の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが措置要綱別表各項の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止等については、措置要綱第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

第4（指名停止等の期間の特例の運用）

- 1 措置要綱第4条第2項の規定により短期加重措置の対象となる場合における指名停止等の期間については、この運用基準の別紙1及び別紙2の各項に定める程度ごとの期間（加算を行った場合は加算後の期間）に、措置要綱別表各項に定められた当該短期（当初の指名停止等の期間が1月に満たない場合にあっては、当該短期の2分の1の期間）を加重して行うことができるものとする。ただし、当該短期を加算することで措置要綱別表各項に定める長期を超える場合にあっては、当該長期を上限とする。
- 2 措置要綱第4条第3項の規定により情状酌量すべき特別の事由の対象となる場合における指名停止等の期間については、この運用基準の別紙1及び別紙2の各項に定める程度ごとの期間（加算を行った場合は加算後の期間）から措置要綱別表各項に定められた当該短期の2分の1の期間まで短縮して行うことができるものとする。
- 3 有資格業者が措置要綱別表各項の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止等を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- 4 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止等の期間を超えてその指名停止等の期間を定めることができるものとする。
- 5 短期加重措置の対象となり、かつ、措置要綱第5条の各号のいずれかに該当することとなった場合には、短期加重措置を受けた後の指名停止等の期間に対して加重を行うことができるものとする。
- 6 措置要綱第4条第4項の規定により措置要綱別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、この運用基準の別紙1及び別紙2の各項に定める程度ごとの期間（加算を行った場合は加算後の期間）を2倍（当該期間の2倍が36月を超える場合にあっては、36月）まで延長することができるものとする。

第5（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止等の期間の特例）

- 1 措置要綱第5条各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うことができるものとする。
- 2 措置要綱第5条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 3 措置要綱第5条第5号及び別表第2第1項の「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国

又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものである。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

第6（別表第1関係）

措置要綱別表第1に関する指名停止等の期間は、原則として別紙1とする。

- 1 低入札価格調査を行った熊本市が発注する物品購入契約及び業務委託契約等（以下「市発注契約」という。）における過失による粗雑な履行（第2項）

低入札価格調査を行った市発注契約において別表第1第2項の措置要件に該当した場合の指名停止等の期間は、少なくとも3月とする。

- 2 市発注契約以外の物品購入契約及び業務委託契約等（以下「市以外の発注契約」という。）の過失による粗雑で、引き渡された契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が重大と認められる場合の判断（第3項）

市以外の発注契約における過失による粗雑な履行について、契約不適合が重大と認められるのは、原則として、業務に関する監督官公署から監督処分がなされた場合とする。

- 3 市発注契約並びに市以外の発注契約のいずれの契約においても、次の場合は原則として、指名停止等を行わないものとする。（第5項及び第6項）

- (1) 事故の原因が従業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合
- (2) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合

- 4 市発注契約の履行における安全管理措置の不適切な判断（第5項）

市発注契約の履行における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、(1)の場合とする。ただし、(2)によることが適当である場合には、これによることができるものとする。

- (1) 発注者が仕様書等により示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
- (2) 当該事故の業務責任者等が刑法及び労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

- 5 事故における死亡者等の程度の判断（第5項及び第6項）

程度の判断については以下の基準により判断する。

- (1) 死亡とは、事故発生後24時間以内に死亡したものをいう。
- (2) 重傷とは、全治2月以上を目安とする。
- (3) 軽傷とは、休業4日以上を目安とする。
- (4) 物損の重大性とは、事故により所有者及び使用者に与えた損害の程度によって判断する。

第7（別表第2関係）

措置要綱別表第2に関する指名停止等の期間は、原則として別紙2とする。

- 1 「代表権を有すると認めるべき肩書」について（第1項）

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

- 2 独占禁止法第3条に違反した場合は、次に掲げる事項を知った後、速やかに指名停止等措置を行うものとする（第2項）

- (1) 排除措置命令
- (2) 課徴金納付命令
- (3) 刑事告発

- (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- 3 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止等を行うものとする。（第2項）

- 4 別表第2第2項の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止等の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第2項に規定する期間の短期を下回る場合においては、措置要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。

- 5 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。（第7項）

- 6 「契約辞退」（第5項）とは、市発注契約に関して、有資格業者の都合により落札後契約を辞退する等著し

く信頼関係を損なう行為があった場合をいうものとする。

- 7 「適正な予算執行の妨げ」(第6項)とは、有資格業者又は入札参加資格を有しない者が、市との物品調達及び業務委託等に係る取引において、「預け金」(業者が市へ物品の納品を行わず、業務を受託せず又は物品のリース・レンタルを行わずに代金の支払いを受け、後の物品の納品、修繕、業務の受託又は物品のリース・レンタルのための代金として預かること)、「差し替え」(業者が市から発注を受け、発注とは異なる物品の納品、修繕、業務の受託又は物品のリース・レンタルを行い、支払いを受けること)及びその他法令上不適正な事務処理に関与した場合をいうものとする。
- 8 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第7項)とは、原則として、代表役員等又は一般役員等が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいうものとする。

附 則

- 1 この運用基準は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この基準は、平成29年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止措置要綱の一部を改正する要綱(平成29年告示第497号)による改正前の熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止措置要綱第2条第1項又は第2項の規定により行った指名停止措置でこの基準による改正前の熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止措置要綱の運用基準別紙2別表2-1:贈賄(12月以上24月以内) 2 公共機関職員に対する贈賄の表、別表2-2:独占禁止法違反(12月以上24月以内) 2 市以外の発注契約の表又は別表2-3:競売入札妨害、又は談合(12月以上24月以内) 2 市以外の発注契約の表の適用を受けたもののうち、施行日以後に指名停止の期間が満了するものの指名停止の期間(以下「当初の指名停止期間」という。)については、次の各号に定める期間のうちいずれか短い期間を短縮するものとする。
- (1) 当初の指名停止期間からこの基準による改正後の熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止措置要綱の運用基準別紙2別表2-1:贈賄(6月以上24月以内) 2 公共機関職員に対する贈賄の表、別表2-2:独占禁止法違反(6月以上24月以内) 2 市以外の発注契約の表又は別表2-3:競売入札妨害、又は談合(6月以上24月以内) 2 市以外の発注の表に定める指名停止の期間を除いた期間
- (2) 施行日から当初の指名停止の期間が満了する日までの期間

附 則

この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表1－1：虚偽記載（1月以上6月以内）

程 度	期 間
調査資料等に虚偽の記載をし、かつ刑事告発を伴う等特に悪質性が高い場合	4月
調査資料等に虚偽の記載をし、かつ他法令に違反している等悪質性が高い場合	2月
上記以外の調査資料等に虚偽の記載があった場合	1月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

- (1) 契約締結後に虚偽の記載の事実が判明した場合 2月加算

別表1－2：過失による粗雑な履行（市発注契約、1月以上6月以内）

程 度	期 間
修補（手直し命令を含む）では初期の目的を達成できない場合	3月
修補（手直し命令を含む）により初期の目的を達成することが可能な場合	1月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

- (1) 履行上の過失が原因となって初期の目的を満足しないことが容易に推察でき、かつ、公衆へ重大な損害を与えるおそれがある等過失による粗雑な履行で契約不適合が重大な場合 3月加算
- (2) 適切な措置を講ずることにより未然に防ぐことが可能であったにもかかわらず、これを行わなかったために履行が粗雑となったと認められ、かつ、公衆へ重大な損害を与えるおそれがある等過失による粗雑な履行で契約不適合が重大な場合 3月加算
- (3) 履行上の過失が原因となって初期の目的を満足しないことが容易に推察できる等過失による粗雑な履行で契約不適合が重大な場合 2月加算
- (4) 適切な措置を講ずることにより未然に防ぐことが可能であったにもかかわらず、これを行わなかったために履行が粗雑となったと認められる等過失による粗雑な履行で契約不適合が重大な場合 2月加算
- (5) 公衆へ重大な損害を与えるおそれがある等影響が重大である場合 1月加算

別表1－3：過失による粗雑な履行（市以外の発注契約、1月以上3月以内）

程 度	期 間
修補では初期の目的を達成できない場合	2月
修補により初期の目的を達成することが可能な場合	1月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

- (1) 公衆へ重大な損害を与えるおそれがある等影響が重大である場合 1月加算

別表1－4：契約違反等（2週間以上4月以内）

程 度	期 間
供給者の責めに帰すべき事由により、契約が解除となった場合	4月
正当な理由なく、履行期間内に履行することができない場合	3月
監督及び検査業務の執行を妨害した場合	3月
仕様書等に定められた必要な報告を怠った場合	2月
上記以外で仕様書等契約に違反し、損害を生じさせる等その影響が大きい場合	1月
上記以外で仕様書等契約に違反した場合	2週間

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次の場合は短縮することができる。

- (1) 契約金額が、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第14条の2に定める額の範囲内であり、誠意ある対応を行ったうえで、熊本市で行う業務に支障がでなかった場合 短縮後の期間2週間

別表１－５：公衆損害事故（１月以上６月以内）

程 度	期 間
死亡（複数）	４月
死亡（１人）	３月
重傷	２月
軽傷	１月
物損（重大）	２月
物損	１月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

- (1) 当該事故の業務責任者等が刑法及び労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ２月加算

別表１－６：履行関係者事故（２週間以上４月以内）

程 度	期 間
死亡（複数）	３月
死亡（１人）	２月
重傷	１月
軽傷	２週間

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算（当初の指名停止等の期間が１月に満たないときは、当該指名停止等の期間を２倍する。）を行うものとする。

- (1) 当該事故の業務責任者等が刑法及び労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 １月加算

別表2－1：贈賄（6月以上24月以内）

1 熊本市職員に対する贈賄

程 度	期 間
(1) 代表役員等	24月
(2) 一般役員等	22月
(3) 使用人	20月

2 公共機関職員に対する贈賄

程 度	期 間
(1) 代表役員等	12月
(2) 一般役員等	9月
(3) 使用人	6月

別表2－2：独占禁止法違反行為（6月以上24月以内）

1 市発注契約

程 度	期 間
(1) 刑事告発を受けた場合	24月
(2) 代表役員等の独占禁止法違反の容疑による逮捕	24月
(3) 一般役員等の独占禁止法違反の容疑による逮捕	22月
(4) 使用人の独占禁止法違反の容疑による逮捕	20月
(5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合	18月

2 市以外の発注契約

程 度	期 間
(1) 刑事告発を受けた場合	12月
(2) 代表役員等の独占禁止法違反の容疑による逮捕	12月
(3) 一般役員等又は使用人の独占禁止法違反の容疑による逮捕	9月
(4) 排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合	6月

別表2－3：競売入札妨害、又は談合（6月以上24月以内）

1 市発注契約

程 度	期 間
(1) 代表役員等	24月
(2) 一般役員等	22月
(3) 使用人	20月

2 市以外の発注契約

程 度	期 間
(1) 代表役員等	12月
(2) 一般役員等	9月
(3) 使用人	6月

別表2－4：暴力団又は暴力団関係者の利用等（2月以上6月以内）

程 度	期 間
(1) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したとき。	4月
(2) 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したとき。	3月
(3) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用したとき。	2月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

(1) 県内の物品及び委託契約等に関して行われた場合 1月加算

(2) 市発注契約に関して行われた場合 2月加算

別表2-5：契約辞退（市発注契約、2週間以上9月以内）

程 度	期 間
自己の都合により落札後契約を締結しない場合	4月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、(1)の場合は加算を行うものとし、(2)の場合は短縮することができる。

(1) 入札を混乱させ、又は履行の順延を図る目的等をもって故意に契約を締結しないことが明白である場合 5月加算

(2) 契約金額が、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第14条の2に定める額の範囲内であり、誠意ある対応を行ったうえで、熊本市で行う業務に支障がでなかった場合 短縮後の期間2週間

別表2-6：適正な予算執行の妨げ（1月以上9月以内）

程 度	期 間
(1) 「預け金」、「差し替え」及びその他法令上不適切な事務処理に関与した場合	2～4月
(2) その他法令違反	1～9月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

(1) 市発注契約に関して行われた場合 1月加算

別表2-7：不正又は不誠実な行為（業務に関する行為、1月以上9月以内）

程 度	期 間
(1) 暴行、脅迫等	2～9月
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反した場合	
ア 処理業の許可取消、処理施設設置許可の取消	3月
イ その他の廃棄物処理法違反	1月
(3) その他法令違反	1～9月

なお、指名停止等の期間については、原則として上記を適用するが、次のとおり加算を行うものとする。

(1) 市発注契約に関して行われた場合 1月加算

別表2-8：不正又は不誠実な行為（業務以外の行為、1月以上9月以内）

程 度	期 間
悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合	5～9月
上記以外の法令違反	1～4月

※ 「法令」の代表的なものとしては、次のものをいう。（別表2-6から別表2-8関係）

- ・ 刑法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。ただし、別表2-7に掲げる場合を除く。）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）